

令和5年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和5年9月11日

かすみがうら市

目 次

○ 調停に関する議案〔 1 件 〕

議案第 61 号 調停の申立て等について	1~2
----------------------	-------	-----

議案第61号	調停の申立て等について
<p>1 要 旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条の2第1項の規定により、茨城県自治紛争処理委員の調停に付されたく申し立てるもの</p> <p>2 紛争の当事者</p> <p>（1） 申請人：かすみがうら市</p> <p>（2） 相手方：霞台厚生施設組合</p> <p>3 調停を求める事項</p> <p>4市町（構成市：石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町）の負担で解体することとして決定された霞台厚生施設組合の旧焼却施設の解体について、当該施設を従前使用していた石岡市及び小美玉市の負担で解体すること。</p> <p>＜ 理 由 ＞</p> <p>霞台厚生施設組合の新焼却施設の建設及び運営への移行に当たり、旧新治地方広域事務組合（構成市：土浦市、石岡市及びかすみがうら市）及び旧茨城美野里環境組合（構成市町：小美玉市及び茨城町）の旧焼却施設は当該施設を使用していた自治体の負担で解体しており、霞台厚生施設組合の旧焼却施設だけを殊更例外とする特段の理由はなく、本市が当該事業に係る経済的負担をすることは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条の2（地方公共団体相互間における経費の負担関係）及び地方自治法第232条（経費の支弁等）を踏まえ、当該事業の妥当性と公平性の点で認められない。</p>	

4 申立て後の遂行の方針

(1) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができるものとする。

(2) この調停が不調等になった場合又は必要があるときは、本案訴訟を提起することができるものとする。

5 申立て等に係るスケジュール（案）

令和5年9月11日 調停の申立て等について、かすみがうら市議会に
上程

9月26日 調停の申立て等について、かすみがうら市議会の
議決

可決されれば速やかに茨城県へ申立て

自治紛争処理委員が、特別の事情がある場合を除くほか60日以内に
調停案を作成し、当事者に調停案の受諾を勧告

調停案の受託について、かすみがうら市議会及び霞台厚生施設組合議
会の議決

[市民部：環境保全課]